平成２６年（フ）第１９５０号
東京都文京区小石川３丁目28―12―407
債務者　山川　真司
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　健哉
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９６０号
東京都練馬区西大泉５丁目32―12　アイフィールド大泉Ａ棟207
債務者　柴崎　正
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　暁
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９６９号
東京都渋谷区本町３丁目54―９
債務者　初谷　知洋
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷　昌則
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９８０号
東京都文京区大塚５丁目１―17―302
債務者　小杉あかね
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　健悟
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９２号
東京都豊島区池袋１丁目７―21
債務者　金子　稔
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古里　健治
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１９９５号
東京都足立区東和１丁目10―１―104　グリーンパーク東綾瀬Ⅲ
債務者　竹中　一志
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　晋一
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０１２号
東京都品川区豊町３丁目13―９―102
債務者　長久保昭哉
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０１３号
東京都品川区豊町３丁目13―９―102
債務者　長久保寿志子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷　耕平
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０１６号
東京都八王子市別所２丁目42―６―401
債務者　高橋　聡
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　正
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０３９号
千葉県山武郡九十九里町作田670―３
債務者　黒崎みゆき
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　彩香
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０４４号
東京都杉並区西荻北３丁目２―11　ハイツそれいゆ３―Ｄ
債務者　今井　優子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大宅　達郎
4　破産債権の届出期間　平成26年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０７号
東京都東大和市南街４丁目２番地の３グランデュール南街201号室
債務者　茂木　純子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　匡
4　破産債権の届出期間　平成26年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月16日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年５月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４号
北海道稚内市はまなす２丁目12番５号　めぞん　ぽぷら102号
債務者　後藤　武
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第５号
北海道稚内市朝日２丁目３番24号　三洋アパート
債務者　後藤マサ子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第１３号
岩手県北上市和賀町山口38地割２番地４
債務者　照井　順
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
盛岡地方裁判所花巻支部